

令和３年度 津市地域防災計画（津波対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	2	14	第１章 総則 第４節 計画の修正 (略) １～３ (略) [注記] (略) 同報系防災行政無線 市内各所に設置する屋外拡声子局から、津波や土砂崩れなどの警戒情報や避難勧告等の緊急情報を、音声等により、一斉に放送できるシステムです。 (略)	第１章 総則 第４節 計画の修正 (略) １～３ (略) [注記] (略) 同報系防災行政無線 市内各所に設置する屋外拡声子局から、津波や土砂崩れなどの警戒情報や避難情報等の緊急情報を、音声等により、一斉に放送できるシステムです。 (略)
2	21	6	第４章 津波災害応急対策計画 第２節 津波に関する情報等の収集・伝達 ３ 市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部） (1) 市民等への周知 (略) ア (略) イ <u>避難勧告・指示</u>、避難所に関する情報 ウ (略) (2) (略)	第４章 津波災害応急対策計画 第２節 津波に関する情報等の収集・伝達 ３ 市民等への情報伝達（政策財務部、危機管理部、消防本部） (1) 市民等への周知 (略) ア (略) イ <u>避難指示</u>、避難所に関する情報 ウ (略) (2) (略)
3	23	表中	第４節 津波避難対策 ○ 大津波警報、津波警報の発表、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>に基づく避難行動に際し、市民の混乱を回避し、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、被害の防止、軽減を図ります。	第４節 津波避難対策 ○ 大津波警報、津波警報の発表、<u>避難指示の発令</u>に基づく避難行動に際し、市民の混乱を回避し、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、被害の防止、軽減を図ります。

津波対策編

No.	頁	行	旧	新													
			2 <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の発令等 (1) <u>避難勧告等</u>の発令基準（危機管理部） 《津波の<u>避難勧告等</u>発令の基準》 <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>発令基準</th></tr><tr><td><u>避難勧告</u></td><td>居住者等に避難のための立退きを勧め又は促すもの。</td><td> ・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 </td></tr><tr><td><u>避難指示（緊急）</u></td><td>被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのもの。</td><td> ・伊勢・三河湾予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 </td></tr></table> ※ <u>避難対象地域</u>に対し、<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の発令を判断します ア 津波警報及び大津波警報 市は、津波による被害から市民の生命、身体の安全を確保するため、伊勢・三河湾予報区に津波警報及び大津波警報が発表された場合等における<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の発令基準に基づく判断のもと、迅速かつ的確に<u>避難勧告等</u>を発令します。ただし、津波警報等の発表に先立って津波が到達することもあることから、強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、<u>避難勧告等</u>の発令を検討します。	種 別		発令基準	<u>避難勧告</u>	居住者等に避難のための立退きを勧め又は促すもの。	・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	<u>避難指示（緊急）</u>	被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのもの。	・伊勢・三河湾予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。	2 <u>避難指示</u>の発令 (1) <u>避難指示</u>の発令基準（危機管理部） 《津波の<u>避難指示</u>発令の基準》 <table><tr><th>種 別</th><th>発令基準</th></tr><tr><td><u>避難指示</u></td><td> ・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたとき。 ・伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。 </td></tr></table> ※ <u>避難対象地域</u>に対し、<u>避難指示</u>の発令を判断します。 ア 津波警報及び大津波警報 市は、津波による被害から市民の生命、身体の安全を確保するため、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報及び大津波警報が発表された場合等における<u>避難指示</u>の発令基準に基づく判断のもと、迅速かつ的確に<u>避難指示</u>を発令します。ただし、津波警報等の発表に先立って津波が到達することもあることから、強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合は、<u>避難指示</u>の発令を検討します。 また、国外で発生した遠地津波に伴う津波警報が発表されたときは、津波到達予想時刻前に、同報系防災行政無線放	種 別	発令基準	<u>避難指示</u>	・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたとき。 ・伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。
種 別		発令基準															
<u>避難勧告</u>	居住者等に避難のための立退きを勧め又は促すもの。	・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾予報区に津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。															
<u>避難指示（緊急）</u>	被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立退かせるためのもの。	・伊勢・三河湾予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。															
種 別	発令基準																
<u>避難指示</u>	・強い地震（震度4以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、伊勢・三河湾津波予報区に津波警報が発表されたとき。 ・伊勢・三河湾津波予報区に大津波警報が発表されたとき。 ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。																

No.	頁	行	旧	新
			イ（略） (2) <u>避難勧告等</u>の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部） 津波災害における<u>避難勧告等</u>は、その性格上、迅速な伝達求められることから、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）での津波警報等の受信と連動して自動で行われる同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）の放送・配信をもって<u>避難勧告等</u>の発令とみなすこととします。 その後も、同報系防災行政無線による放送を継続して行うほか、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、CATV、広報車等の様々な手段により、市民等へ情報伝達を行います。 また、必要に応じて、報道機関への放送の要請や自主防災組織・自治会等への連絡網による伝達、警察・消防団等関係機関にも周知協力を求めるなど、<u>避難勧告等</u>の周知徹底に努めます。 なお、同報系防災行政無線により伝達する場合には、サイレン音の後、<u>避難勧告等</u>に関する情報を音声で伝達することとし、その伝達パターンは以下のとおりとします。	<u>送をはじめ適切な方法により、堤外地（海岸と堤防との間の土地）にいる市民等に退避し海岸付近に近づかないよう、注意喚起等を行います。</u> イ（略） (2) <u>避難指示</u>の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部） 津波災害における<u>避難指示</u>は、その性格上、迅速な伝達求められることから、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）での津波警報等の受信と連動して自動で行われる同報系防災行政無線及び防災情報配信システム（メール配信）の放送・配信をもって<u>避難指示</u>の発令とみなすこととします。 その後も、同報系防災行政無線による放送を継続して行うほか、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、ホームページ、CATV、広報車等の様々な手段により、市民等へ情報伝達を行います。 また、必要に応じて、報道機関への放送の要請や自主防災組織・自治会等への連絡網による伝達、警察・消防団等関係機関にも周知協力を求めるなど、<u>避難指示</u>の周知徹底に努めます。 なお、同報系防災行政無線により伝達する場合には、サイレン音の後、<u>避難指示</u>に関する情報を音声で伝達することとし、その伝達パターンは以下のとおりとします。

津波対策編

No.	頁	行	旧	新																		
			《<u>避難勧告等の伝達パターン</u>》 <table><tr><th>内容</th><th>サイレンパターン</th><th>音声放送内容 (例)</th></tr><tr><td><u>避難勧告</u></td><td> 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【5秒】 (6秒) 【5秒】 × 2回 </td><td>伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。</td></tr><tr><td><u>避難指示</u> (緊急)</td><td> 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】 × 2回 </td><td>沿岸や川沿いの地域にいる方は、できる限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。</td></tr></table> ※ なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに<u>避難勧告等</u>の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。 ※ 津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震による強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、津波警報等の発表や<u>避難指示</u>（緊急）の発令を待たず、自発的かつ速やかに避難行動を<u>と</u>ることが必要です。 ※ 「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月改定）内閣府」	内容	サイレンパターン	音声放送内容 (例)	<u>避難勧告</u>	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【5秒】 (6秒) 【5秒】 × 2回	伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。	<u>避難指示</u> (緊急)	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】 × 2回	沿岸や川沿いの地域にいる方は、できる限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。	《<u>避難指示の伝達パターン</u>》 <table><tr><th>内容</th><th>サイレンパターン</th><th>音声放送内容 (例)</th></tr><tr><td><u>避難指示</u></td><td> 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【5秒】 (6秒) 【5秒】 × 2回 </td><td>伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。</td></tr><tr><td></td><td></td><td>沿岸や川沿いの地域にいる方は、できる限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。</td></tr></table> ※ なお、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに<u>避難情報</u>の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。 ※ 津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるとき、地震による強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、津波警報等の発表や<u>避難指示</u>の発令を待たず、自発的かつ速やかに避難行動を<u>と</u>ることが必要です。 ※ 「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定）内閣府」	内容	サイレンパターン	音声放送内容 (例)	<u>避難指示</u>	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【5秒】 (6秒) 【5秒】 × 2回	伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。			沿岸や川沿いの地域にいる方は、できる限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。
内容	サイレンパターン	音声放送内容 (例)																				
<u>避難勧告</u>	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【5秒】 (6秒) 【5秒】 × 2回	伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。																				
<u>避難指示</u> (緊急)	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【3秒】 (2秒) 【3秒】 (2秒) 【3秒】 × 2回	沿岸や川沿いの地域にいる方は、できる限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。																				
内容	サイレンパターン	音声放送内容 (例)																				
<u>避難指示</u>	【吹鳴】 (休止) 【吹鳴】 【5秒】 (6秒) 【5秒】 × 2回	伊勢・三河湾沿岸に津波警報（大津波警報）が発表されました。																				
		沿岸や川沿いの地域にいる方は、できる限り遠くの高台等、安全な場所に避難してください。																				

No.	頁	行	旧	新
			府」に基づく津波警報等発表時の対応については、津波警報等が発表された場合は、堤外に存在する市民等<u>に対して避難指示（緊急）を発令するとともに、堤内の市民等に対しては、避難勧告等の発令を検討することとします。</u> 3 津波からの避難（危機管理部） （略） （1）（略） （2）津波避難ビル・津波避難協力ビルへの一時避難 津波避難ビル及び津波避難協力ビルへの一時避難は、原則として、大津波警報、津波警報が発表され<u>避難勧告等</u>が発令された時からその解除等により津波のおそれなくなった時までとし、一時避難者は、安全が確認された段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとします。 ただし、津波避難ビル等は、津波による浸水予測地域内にあることから、必ずしも安全が保障されるものではないことに留意する必要があります。 なお、津波避難ビル、津波避難協力ビルは津波対策編資料集のとおりです。 また、感染症対策として、可能な限り避難者同士の距離を確保するよう周知し、避難する際は可能な範囲でマスク等の着用・持参をするものとします。	に基づく津波警報等発表時の対応について、津波警報等が発表された場合は、堤外に存在する市民等<u>及び堤内の市民等に対して、避難指示の発令を検討することとします。また、遠地地震についてもガイドラインに基づき、対応を検討することとします。</u> 3 津波からの避難（危機管理部） （略） （1）（略） （2）津波避難ビル・津波避難協力ビルへの一時避難 津波避難ビル及び津波避難協力ビルへの一時避難は、原則として、大津波警報、津波警報が発表され<u>避難指示</u>が発令された時からその解除等により津波のおそれなくなった時までとし、一時避難者は、安全が確認された段階で、周辺の被害状況等も考慮し、避難所又は自宅等へ移動するものとします。 ただし、津波避難ビル等は、津波による浸水予測地域内にあることから、必ずしも安全が保障されるものではないことに留意する必要があります。 なお、津波避難ビル、津波避難協力ビルは津波対策編資料集のとおりです。 また、感染症対策として、可能な限り避難者同士の距離を確保するよう周知し、避難する際は可能な範囲でマスク等の着用・持参をするものとします。
4	28	18	第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 2 時間差発生に備えた避難の検討 市は、事前避難対象地域の設定をせず、また直ちに<u>避難勧告等</u>の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。	第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 2 時間差発生に備えた避難の検討 市は、事前避難対象地域の設定をせず、また直ちに<u>避難情報</u>の発令も行いませんが、三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。